

相手国政府・相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
マーシャル	マーシャル諸島共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマーシャル諸島共和国政府との間の交換公文	マーシャルの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むマーシャルの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	200,000千円 ----- -----	H21.1.19 マジュロ で (同日)	日本側 大平和之在 マーシャル臨時代理大使 リトクラ・トメイソン大統領	H21.1.29 23号
マーシャル	マーシャル諸島共和国政府とマーシャル諸島共和国政府との間の交換公文	太陽光を活用したクリーネエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	825,000千円 H24.12.31まで	H21.3.27 マジュロ で (同日)	日本側 大平和之在 マーシャル臨時代理大使 リトクラ・トメイソン大統領	H21.4.14 205号
マーシャル	太陽光を活用したクリーネエネルギー導入計画に関する日本国政府とマーシャル諸島共和国政府との間の交換公文	太陽光を活用したクリーネエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	530,000千円 H22.12.31まで	H21.12.16 マジュロ で (同日)	日本側 大平和之在 マーシャル臨時代理大使 アメンタ・マジュロ外務大臣代行	H22.1.4 5号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。